

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年2月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300349号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月26日から同年8月1日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和60年7月26日と記録されており、同年7月について厚生年金保険の被保険者記録がない。当時、自身が給与明細書の内容を記録していた資料によると、昭和60年7月の給与から厚生年金保険料が控除されている。当該資料と昭和60年分の源泉徴収票を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和60年7月25日と記録され、厚生年金保険の資格喪失年月日と符合している上、事業主は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の勤務期間は不明である旨回答しており、請求者が請求期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同社における資格喪失年月日は昭和60年7月26日と記録されオンライン記録と一致している上、同年7月30日に健康保険被保険者証が返納されたことが記録されている。

一方、請求者から提出された昭和60年1月から同年12月までの給与明細書の内容を書き写したものであるとする一覧表(以下「給与一覧表」という。)は、昭和60年分給与所得の源泉徴収票の記載内容から、当時請求者に交付された給与明細書の内容と同様であると判断できる。当該一覧表によると、A社から支給されたと考えられる昭和60年3月から同年7月までの各給与から、それぞれ1か月分の厚生年金保険料が控除されている。

しかしながら、現在のオンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者期間は昭和60年2月26日から同年7月26日までであることから、事業主は同年2月分から同年6月分までの5か月分の厚生年金保険料を請求者の給与から控除する必要があると

ころ、給与一覧表によると、3月から7月までの5か月間の各給与からそれぞれ1か月分の厚生年金保険料が控除されており、被保険者期間と保険料控除月数に相違はない上、事業主は、請求期間当時の給与からの厚生年金保険料控除方法が当月控除か翌月控除かは不明であると回答しており、給与一覧表における7月給与から控除された保険料が、請求期間に係る保険料（7月分の保険料）であると判断することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。